

## 監査結果に係る措置通知書

令和7年7月25日現在

対象部局等	教育委員会	吉井田学習センター
指摘事項の内容	<p>収入事務関係 現金取扱事務関係</p> <p>雑入(学習センター印刷代)において、計算誤りにより過大に徴収していたものがあった。</p>	
講じた措置の内容	<p>【原因】 申請受付時の担当者による確認不足、主任及び館長による決裁時の確認不足が原因であります。</p> <p>【対応】 印刷代の一部返還について、当該団体に対し謝罪のうえ「学習センター印刷代還付請求書」「振込口座申請書」の提出を依頼し、超過分について令和7年5月1日に返還いたしました。</p> <p>【再発防止策】 今回の指摘を受け、生涯学習課においては、印刷機及び複写機の利用に関する手続きと注意事項を明確にし、円滑な運営を図るために、令和7年6月に「学習センター印刷機・複写機利用に関する事務処理手順」を作成し、各学習センターへ周知いたしました。 また、この事務処理手順を「学習センター庶務及び経理に関する手引き」に掲載するとともに、例年4月に実施する各学習センター庶務担当者研修会において説明し、再発防止に努めてまいります。 吉井田学習センターにおいては、生涯学習課作成の事務処理手順を職場全体で共有し、理解を深めました。今後は、事務処理手順に沿って確実に処理を行い、「学習センター印刷機等利用申請書」の利用状況確認書の内容について、複数の職員による確認及び主任、館長による決裁時の確認を徹底するなど、チェック機能を強化し、再発防止に努めてまいります。</p>	

(1) 講じた措置の内容欄については、措置の内容と併せて実施開始時期または開始年度等も含めて明確に記入願います。